

## 大垣市自転車等の放置の防止に関する条例

平成22年12月17日

条例第26号

## (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の趣旨に基づき、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、歩行者等の通行の安全を確保し、あわせて、安全で住みよい生活環境を保持することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共の場所 駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所（自転車等駐車を除く。）をいう。

自転車等 原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）及び自転車（同項第11号の2に規定する自転車をいう。）をいう。

利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。

自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、自転車等駐車場の整備、自転車等の放置の防止に関する指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他必要な施策を推進しなければならない。

## (利用者等の責務)

第4条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置することにより良好な生活環境を悪化させてはならない。

2 自転車の所有者は、その所有する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

## (自転車の小売を業とする者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けることを勧めるとともに、市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

( 鉄道事業者等の責務 )

第 6 条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

- 2 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、市が自転車等駐車場を設置するに当たって、その用地を提供する等市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

( 施設の設置者等の責務 )

第 7 条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

( 自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定 )

第 8 条 市長は、自転車等の放置により市民等の良好な生活環境を損なうと認められる公共の場所を、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、自転車等の放置により損なわれる市民等の良好な生活環境と、利用者等の利便性との調整が必要と認められる公共の場所を、自転車等放置整理区域(以下「放置整理区域」という。)として指定することができる。
- 3 市長は、放置禁止区域及び放置整理区域(以下「放置禁止区域等」という。)を指定しようとするときは、第 18 条に規定する大垣市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、放置禁止区域等を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

( 放置禁止区域等の指定の変更及び解除 )

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域等の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

( 放置禁止区域等における自転車等の放置の禁止 )

第 10 条 利用者等は、放置禁止区域等において自転車等を放置してはならない。

( 放置禁止区域における自転車等の放置に対する措置 )

第 11 条 市長は、放置禁止区域において自転車等が放置されているとき又は自転車等を放置しようとしているときは、その利用者等に対し、警告書等により、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずるこ

とができる。

- 2 市長は、利用者等が前項の命令に従わないとき又は利用者等が容易に確認できないときは、放置禁止区域において放置された自転車等を直ちに移動し、保管することができる。
- 3 市長は、移動しようとする自転車等が工作物等に鎖等で固定され容易に取り外せないと認めるときは、当該鎖等を移動に必要な最小限度の範囲で切断することができる。この場合において、切断によって生じた損害に対する補償は、行わないものとする。

( 放置整理区域における自転車等の放置に対する措置 )

- 第 1 2 条 市長は、放置整理区域において規則で定める時間を超えて自転車等が放置されているときは、その利用者等に対し、警告書等により、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- 2 市長は、利用者等が前項の命令に従わないとき又は利用者等が容易に確認できないときは、放置整理区域において前項の時間を超えて放置された自転車等を移動し、保管することができる。
  - 3 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

( 放置禁止区域等以外の区域における自転車等の放置に対する措置 )

- 第 1 3 条 市長は、放置禁止区域等以外の公共の場所において規則で定める期間を超えて自転車等が放置されているときは、その利用者等に対し、警告書等により、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- 2 市長は、利用者等が前項の命令に従わないとき又は利用者等が容易に確認できないときは、放置禁止区域等以外の公共の場所において前項の期間を超えて放置された自転車等を移動し、保管することができる。
  - 3 第 1 1 条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

( 適用除外 )

- 第 1 4 条 放置された自転車等について、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)、道路交通法その他の法令の規定を適用することにより第 1 条の目的を達成することができるときは、前 3 条の規定は、適用しない。

( 保管した自転車等に対する措置 )

- 第 1 5 条 市長は、自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)のうち利用者等が確認できたものについては、当該利用者等に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知をした保管自転車等及び利用者等が確認できなかった保管自転車等について、規則で定める期間を経過してもなお返還することができないときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、売却の対象となった保管自転車等について、買受人がない等により売却することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

(所有権の帰属)

第16条 前条第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等(同条第3項の規定により売却した代金を含む。以下同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

(費用の徴収)

第17条 市長は、保管自転車等を返還するときは、当該自転車等の返還を受けようとする者から第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による移動、保管並びに第15条の規定による保管、通知、売却その他の措置に要した費用を徴収するものとする。ただし、盗難等により当該自転車等を放置したことについてやむを得ない事由があるときその他免除することが適当と認められるときは、当該費用を免除することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次のとおりとする。

自転車 1台につき1,000円

原動機付自転車 1台につき2,000円

(自転車等駐車対策協議会の設置)

第18条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を審議するため、大垣市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第8条、第18条

及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第62号を第63号とし、第59号から第61号までを1号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の1号を加える。

(59) 自転車等駐車対策協議会委員

第5条第1項中「第61号」を「第62号」に改め、同条第2項中「第1条第62号」を「第1条第63号」に改める。

別表中「景観遺産審議会委員」を「景観遺産審議会委員  
自転車等駐車対策協議会委員」に改める。